

3. 大阪国道事務所の業務内容

道路を安全で快適に使っていただくため、日々のパトロールや定期点検を実施しています。

日常点検 (道路パトロール)



定期点検 (橋梁)



定期点検 (トンネル)



通行規制や通行止めに関する情報・規制予告などを常時提供しています。



情報収集

365日・24時間リアルタイム
で道路情報を収集・提供



道路情報室

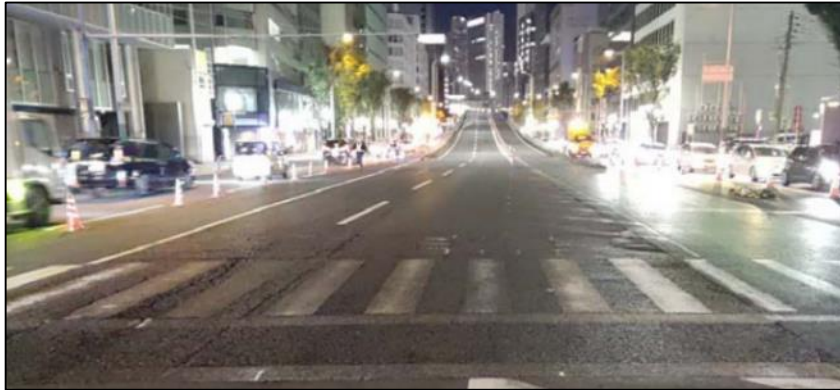


情報提供



異常気象時通行規制

道路舗装の損傷、各種構造物の損傷箇所、街路樹剪定、路面清掃等について、維持修繕作業を実施し、健全な道路の保全に努めています。



舗装及び区画線の復旧（施工前）



舗装及び区画線の復旧（施工後）



街路樹剪定



管渠（かんきょ）清掃

歩道空間の適正利用のため、障害物への是正指導や啓発活動実施や、大きさや重さを超える車への指導・取り締まりを実施しました。



歩道を埋める放置自転車

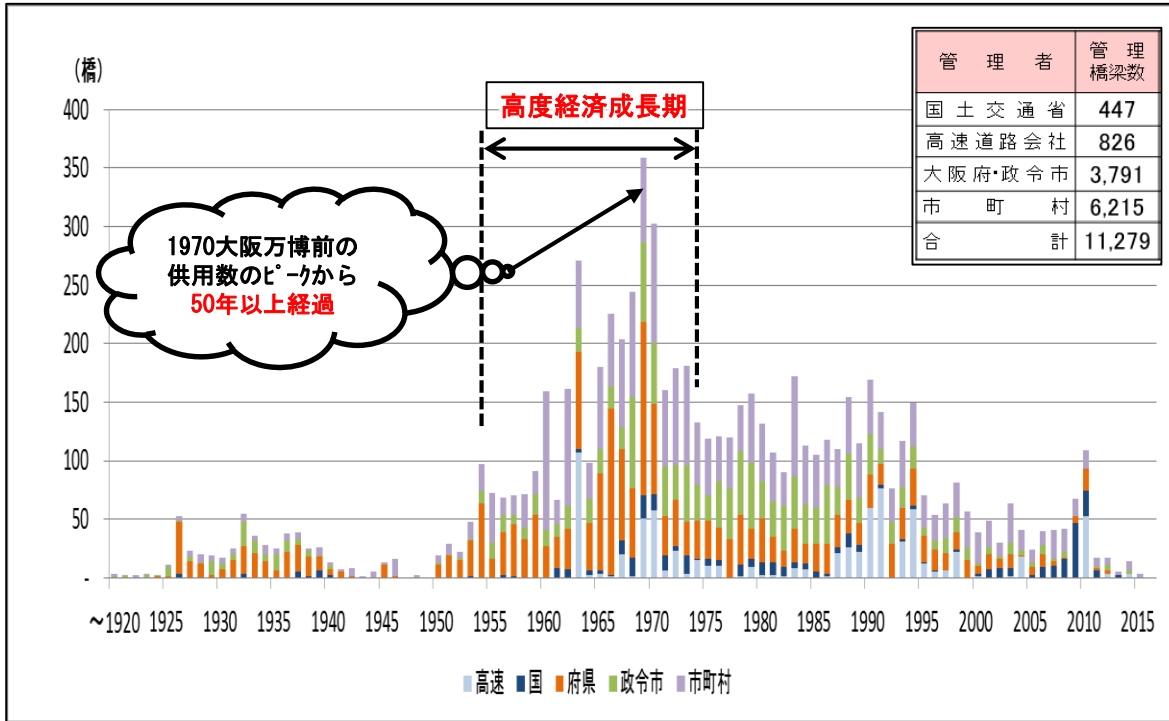


特殊車両の取り締まり

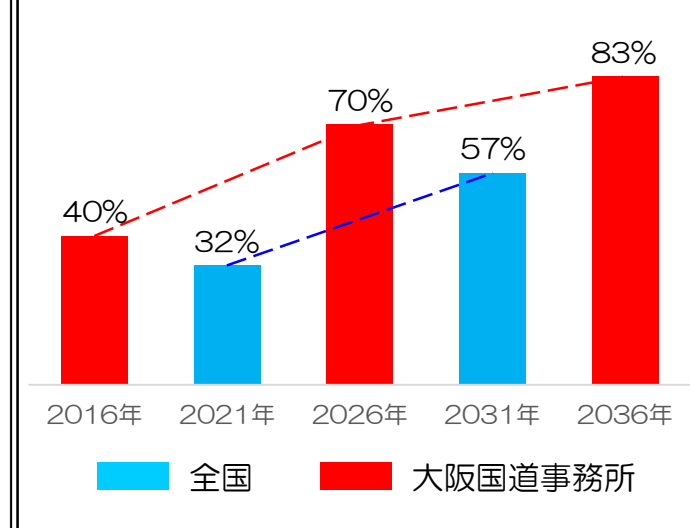
老朽化した道路のメンテナンス

【道路の現状】 急激に高齢化が進む

大阪府内における道路橋供用数の推移



建設から50年が経過する道路橋の割合



【道路の主な課題】

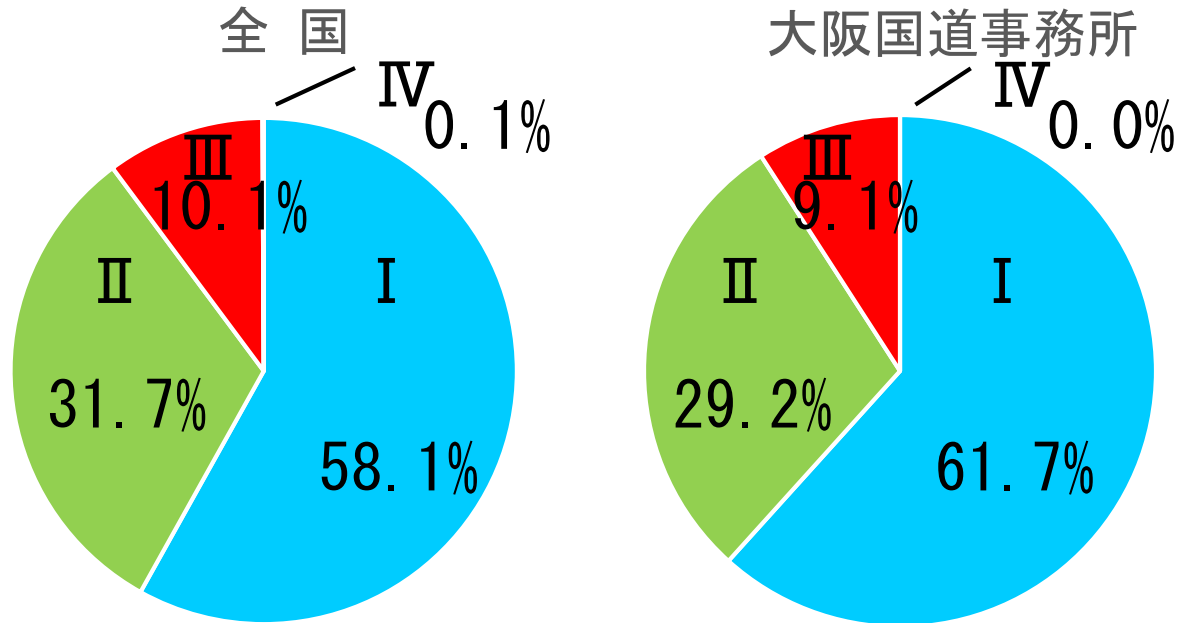
- ・ 高齢化・老朽化による不具合の対応および大量更新時期への備えが必要。

【インフラ老朽化対策等のための戦略的な維持管理・更新】

- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画に基づいて、計画的に修繕を実施。
- ・ 大規模な修繕に至る前に予防的な修繕を行うことで、橋梁の長寿命化を図る。

令和3年度末時点における橋梁の健全性点検結果(国土交通省管理分)

大阪国道事務所における管理橋梁の健全性は、全国平均に比べて判定区分Ⅱ・Ⅲのいずれにおいても、ほぼ同様の傾向となっています。



区分	状態
I	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

インフラ老朽化対策等のための戦略的な維持管理・更新

道路施設（橋梁、トンネル、舗装、のり面・土工構造物、道路附属物等）の点検を引き続き実施し、健全性を着実に把握します。

また、点検、診断、措置等のメンテナンスサイクルによる老朽化対策を推進します。

○近畿地方整備局が管理している建設後50年を超える橋梁数の割合は、2015年時点で32%であるが、2035年には66%まで急増する。

○道路橋の長寿命化修繕計画に基づいて、計画的に修繕を実施する。

○大規模な修繕に至る前に予防的な修繕を行うことで、橋梁の長寿命化を図る。

橋梁の事例



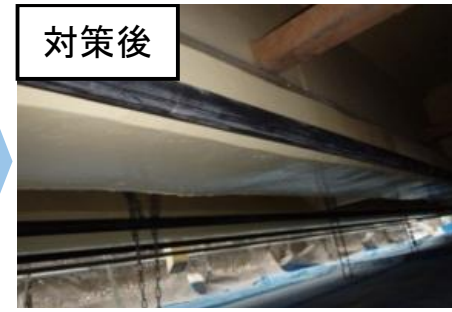
点検状況

対策前



主桁鉄筋の腐食

対策後



断面修復工

トンネルの事例



点検状況

対策後



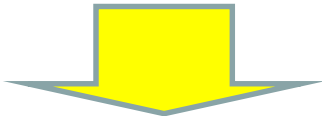
断面修復・剥落防止

対策後



剥落防止

地方自治体の抱える3つの課題（人手不足・技術力不足・予算不足）



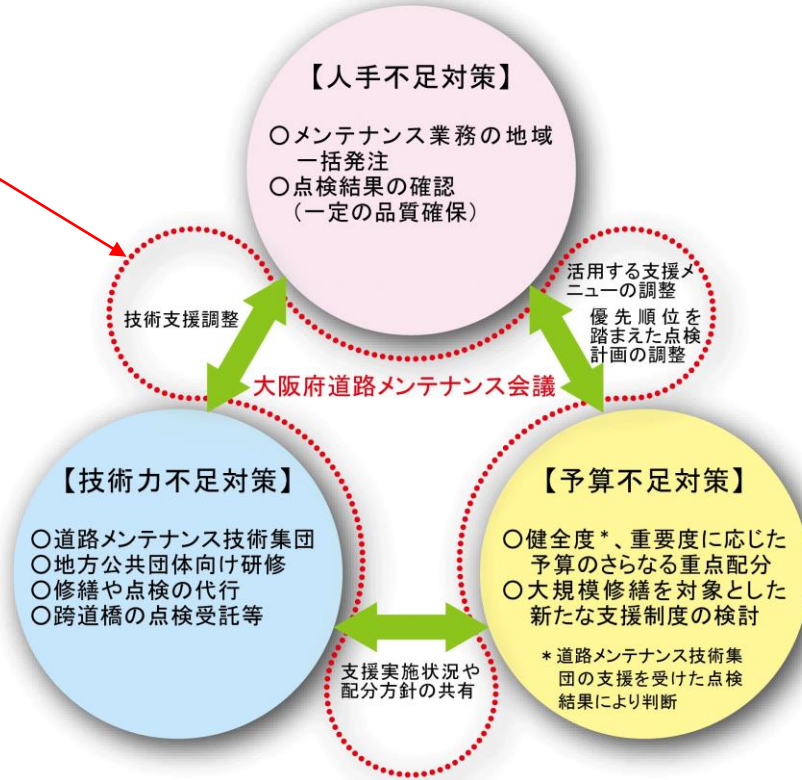
【解決・効果】大阪府道路メンテナンス会議設立（2014年5月23日）

国や地方自治体など大阪府内の道路管理者を主体とし、道路の維持管理を効率的・効果的に行うため、**各道路管理者が相互に連絡・調整を行う**ことにより、円滑な道路の維持管理の促進を図ることを目的として設立。



大阪府道路メンテナンス会議の役割

1. 研修基準類の説明会等の調整
2. 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
3. 点検・措置状況の集約・評価・公表
4. 点検業務の発注支援（地域一括発注等）
5. 技術的な相談対応
6. その他、道路の維持管理等に関連して必要と認められる事項等



大阪府道路メンテナンス会議を主催し、府内の道路管理者（府市町村）に対し、技術研修・基準類の説明や最新情報の提供・難易度の高い構造物の診断の助言や支援などを実施しています。

研修人材育成部会



跨道施設連絡部会



大型車両通行適正化部会



道路鉄道連絡会議

